

第 1 回 自然再生 専門家 会議

会議録

1. 日 時 平成 17 年 6 月 10 日 (金) 15:00 ~ 17:05
2. 場 所 経済産業省別館 1028 会議室
3. 出席者
- | | | | | |
|-------------|-------------------|--------|--------|--|
| (委 員 長) | 辻井 達一 | | | |
| (委 員) | 池谷 奉文 | 大和田 紘一 | 進士 五十八 | |
| | 鈴木 和夫 | 辻本 哲郎 | 吉田 正人 | |
| (環 境 省) | 小野寺 自然環境局長 | | | |
| | 黒田 自然環境計画課長 | | | |
| (国 土 交 通 省) | 高梨 公園緑地課長 | | | |
| | 坪香 河川環境課長 | | | |
| | 松野 国土環境・調整課課長補佐 | | | |
| | 辻 環境整備計画室課長補佐 | | | |
| (農 林 水 産 省) | 落合 環境政策課課長補佐 | | | |
| (林 野 庁) | 淵上 森林整備部計画課課長補佐 | | | |
| (水 産 庁) | 井上 漁港漁場整備部計画課課長補佐 | | | |

4. 議 事

【環境省自然環境計画課(中尾)】 それでは、ちょうど時刻が参りましたので、会議を始めさせていただきます。私は環境省自然環境局自然環境計画課の中尾と申します。この会議で暫定的に進行役を務めさせていただきます。

まず、開会に当たり、自然再生推進会議の議長である環境省自然環境局長よりごあいさつを申し上げます。

【環境省自然環境局長(小野寺)】 環境省の小野寺でございます。お忙しい中、お暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。久々の再生の専門家会議でいろいろなものがたまっているかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

集まっていただいて申しわけないのですが、私はまたすぐ次の会議に出かけないといけませんので、途中で失礼することになると思うのですが、どうぞお許しいただきたいと思ひます。

ちょっと考えたことを幾つかせっかくの機会ですので言わせていただきたいと思います。自然再生が動き出してからまだ間がないわけですが、いろいろな意味で非常に中身が期待されるものがある一方、難しい側面があり、例えばその再生の技術的側面というのですか、

学問的側面から言っても、健全な生態系を回復させるという動きを立てたときに常識的に考えて、例えば生態学的な分野と土木工学的な分野といいますか、最低でもあわせて考えないと技術的な対応ができないということがもう現場で具体的に起きています。それは今までの学問分野では必ずしもなかった分野ですから、そこが一つ見つけ出していかないといけないことだと思っております。

それから、生態系の回復といったときに目標水準の設定を一体どこに置くのか、そのこと自体がかなり悩まなければいけない問題になります。これは生態学、土木工学的な観点で目標水準を設定するという意味で悩ましいということが一つと、それからこの法律の組み立てとも関係しますけれども、ある種の地域の合意というものが、どのぐらいの生態系水準の回復を求めているかというのが、今言った学問分野にかかわることに加えて、もう一つ、その目標の設定という意味で、少なくみても二重構造になる。そこを詰めていかないと、今日まず一部おかけするわけですが、その地域の基本構想のある種の計画論的な考え方というのは整理できないということに理論的にはなるわけですね。

そういうことがある一方、これは我々が今問題意識を持って、もう一つ進めていかなければいけないと思っているんですが、そもそも自然再生と言ったときに個別地域の失われた自然環境をどう回復するかということがテーマである一方で、国土全体の中でどういうものを目指して、例えば5年なり10年なりあるいは50年かもしれないけれど、全体像というのはどうなっているんだというのが当面は仕方がないにしても、ある程度持たないと行政というか社会的に説得力のあるものになっていかないのではないかとすることは、当初から問題意識として持っております。

さもさりながら何年間かこの事業に取り組んで個別の中で格闘しているいろいろデータを集めてみますと、どうも今にばかり何かを設定して、これだといって例えば数量的なものでも限りなくこう何とかははっきりした定性的な水準、目標みたいなことを出すのが正しいのかということ、実はどうも必ずしもそうではないんですね。今日も幾つかお諮りしますし、我々が現場で詰めていることを機会があれば、また報告したいと思っておりますが、いろいろなところでやっていることを並べて、その中で幾つかを並べてみたときに初めてわかる種類の目標なり、技術的解決なり、合意水準の社会的なある種の仕組みの確立みたいなものが連動してくるとというのが、ここ二、三年、私が実際にやってみて、そういう形の何か技術論というか、計画論の積み上げというのが実は非常に重要なのではないかとこのうに、一方で逃げるわけではなくて、前向きな話でそう思いつつあります。

そういう意味で、全く新しい分野、ちょっと大げさに言いますと、環境省の自然環境の理念はここ十年以上こういった自然との共生ということを言っているわけですが、言葉は美しいけれども、逆に、その社会化なり制度化なり現実化というのは、一体どうやって図っていくのだということが一方のテーマでもあります。その場合に一定程度の限定はかけながらも実務化する、制度化するというようなことが努力としてなされなければならな

いという問題意識がずっとありまして、自然再生推進法というのは多分その一つなのだろうと思います。

そういう形で考えたときに、この法律制度、今ご議論いただくような分だけでいいのか、あるいはもうちょっと別のことも考えなければいけないのかということはありませんけれども、我々の気持ちなり意識というのはそういうことであり、そういう中で、単にこう上がってきた基本構想の幾つかをこの場でご議論いただくということも非常に重要なことであります。法律事項でありますし、ちゃんとやらなければいけません、あわせてそういう問題意識を持ちながら、我々としては苦闘しているということをご理解いただいて、そういう意味で広い意味でのご示唆なり、ご意見なり、ご指導なりをいただければ、誠にありがたいと思います。

すぐ消えるのに勝手なことだけ言って申しわけありません。気持ちの一端をお伝えいたしたくて、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

【環境省自然環境計画課（中尾）】 続きます、本日ご出席の委員の先生方のご紹介をさせていただきます。こちら側から池谷奉文委員でございます。

大和田紘一委員でございます。

進士五十八委員でございます。

辻井達一委員でございます。

鈴木和夫委員でございます。

辻本哲郎委員でございます。

吉田正人委員でございます。

なお、本専門家会議は12名の先生方に委員をお願いしておりますが、本日、鷲谷いづみ委員、小野勇一委員、和田恵次委員、広田純一委員、近藤健雄委員の5名の委員の方々のご欠席されています。

また、本日は環境省、農林水産省、国土交通省の関係部局から出席しておりますのでご紹介します。

今ほどごあいさつしました環境省の小野寺自然環境局長です。

続いて、環境省自然環境局黒田自然環境計画課長です。

国土交通省都市・地域整備局高梨公園緑地課長です。

同じく河川局坪香河川環境課長です。

同じく総合政策局国土環境・調整課松野課長補佐です。

同じく港湾局環境整備計画室辻課長補佐です。

農林水産省大臣官房環境政策課落合課長補佐です。

林野庁森林整備部計画課淵上課長補佐です。

水産庁漁港漁場整備部計画課井上課長補佐です。

次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。資料1としまして、自然

再生推進法に基づく自然再生協議会の概要、これは個表がついた分厚い資料となっております。資料2としまして、助言に当たっての主務大臣の手続き、こちらは1枚だけでございます。そして檜原湿原地区自然再生事業実施計画及び全体構想の概要、こちら両面で1枚になっております。

さらに、参考資料の1といたしまして、自然再生専門家会議の開催についてという1枚の紙、そして参考資料2、自然再生推進会議の設置について、こちら1枚の紙となっております。そして最後に参考資料3としまして、檜原湿原地区自然再生事業実施計画及び全体構想という冊子をつけてございます。資料に不備がございましたら、事務局の方にご教示いただければと存じます。

専門家会議は前回行いました会議におきまして、辻井委員が委員長に選任されております。早速ですが、ここからは辻井委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

【辻井委員長】 それでは、議長を務めさせていただきますが、専門家会議、前回から随分たちました。第1回のときに確かこれでしょうちゅう開かれるとなると、なかなか大変だというような話も出たんですけれども、そういう点ではずっとあいていましたから、楽といえば楽だったということになります。久方ぶりの開催ということになりました。その間に逆に申しますと随分たくさんの自然再生事業が動き始めています。そういったことをきょうご報告もいただき、議論もしていただくということになりました。どうぞよろしく。

ただし、きょう委員の半分でもありませんけれども、5人ほどご欠席の方がいらっしゃるんで、ちょっとそれが残念ですけれども、これは人数が多ければ多いほど、そういうことになる可能性というのはあるわけですので仕方がないだろうと思います。

では、早速ですけれども、今話に出ました議事次第に従って進めていきたいと思っております。よろしくお願い致します。議題の第1は、自然再生事業の推進に向けた取組状況についてということですが、これは事務局の方でお願いできますか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それでは協議会の設置状況とその概要ということで、ご説明をさせていただきます。資料の1をご覧いただきたいと思っております。横長の少し分厚い資料でございます。ここにありますとおり、この15の自然再生協議会が並んでおりますが、このうち13番目までが協議会が設置されて、それぞれの地域で全体構想あるいはその実施計画の策定が進められています。15年度に4、16年度に入って9という伸びでございます。6月中にその下の方にあります宮城県の蒲生干潟、それから秋田の森吉山、森吉山麓高原、ここでも協議会が設置されるという見込みでございます。さらには、それに続いてちょっと間があくかもしれませんが、沖縄であるとか四国であるとかそういうところでも協議会の設置に向けて、いろいろな取り組みが進められているところでございます。

この今協議会のある13のうち、全体構想が既に策定されている地区につきましては、一番右の列、欄に全体構想策定日ということで記入していますが、6地区、荒川太郎右衛門と釧路湿原、神於山、檜原、榎野川、くぬぎ山、ここで全体構想が策定されております。そして、さらに実施計画が策定されていますのは、本日、後ほどご意見を伺います7番の檜原湿原と5番の神於山でございます。神於山は6月7日に実施計画の送付がございました。つい直前でございます。それで、この表を見ていただければ自然再生の対象というのが、いろいろなその生態系、湿地であるとか河川であるとか森林とか、いろいろな生態系が対象になっているということがわかりいただけたらと思います。

それから、事務局の欄を見ていただきますと幾つかのパターンがございます、国の機関の入っているものというのが1番、2番それから6番、9番、12番の荒川、釧路湿原、やんばる、霞ヶ浦、上サロベツの5地区。それから地方公共団体が入っているのは、3番の巴川、それから5番の神於山、7番檜原、それから8番榎野川、11番八幡湿原、この5地区でございます。そのほかとしては、4番の多摩川源流に関しましては、小菅村という地元の村の財団法人の中の一つの組織が事務局をやっておりますし、くぬぎ山につきましては、地方公共団体と市民団体が一緒になって事務局を運営している、こういうような形になっております。形も結構さまざまになってきています。

自然再生協議会の事務局、自然再生協議会の構成員ですが、右から2番目に構成員の数がそれぞれ書いてございます。一番大きいのが2番目の釧路湿原の117名、それからこじんまりしている方では11番の八幡湿原の26名ということで、単純に算出した平均ですと57名ということで、60名弱ぐらいで協議会が構成されるということがわかりいただけたらと思います。

この1枚目の裏に地図がついてございます。協議会の設置状況、今の地区を地図に落としたところがございます、北海道のサロベツから沖縄のやんばるまで各地に出ておりますが、割合関東から中部あたりに集まっております、東北あるいは本州日本海側あたりはこれからという現況でございます。

2ページ以降に、それぞれ今この表で掲げている1から13までの地区の概要がまとめてございます。後ほどご覧いただければと存じます。全体の概況は以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。全体の動きについては今黒田さんからご説明があったとおりなんですけれども、せっかく皆さんお集まりいただいていますので、少し事例の発表というんでしょうか、説明をいただいた方がいいんじゃないかと。一つは農水省の方からやっていただけますか。これは神於山ですか。では、よろしく願います。

【林野庁森林整備部計画課課長補佐（淵上）】 林野庁の淵上でございます。パワーポイントを使いながらご説明したいと思いますが、そのほか先ほどお配りされています資料1のページの14、15、16ページに神於山の概略が載っております。

林野庁における自然再生協議会への参画についてでございます。私ども林野庁が委員として参画している協議会としては、釧路湿原と先ほどお話がありました多摩川源流自然再生協議会、あと神於山保全活用推進協議会などがございます。本日は、神於山保全活用推進協議会について、実施計画が出てきたばかりでございますが、ご説明いたします。

まず神於山の概要でございます。場所は大阪府の南の方になりますが岸和田市です。海から山にかけてちょうど真ん中に当たるあたりですけれども、標高が300メートルぐらいの見ていただくとわかるのですが丘みみたいなこんもりした小高い丘というような感じの山でございます。名前が信仰の対象となっておりまして神のおわす山という名前から神於山という名前がついております。近年、マツクイムシの被害、それとどうしても人手がだんだん入ってなくなったということで、全国的にもこういう傾向が多いんですけれども、関西でも竹が非常に拡大してきているというところで、ここの地区では竹林の広がりというのが非常に問題視されており、それらを含めて里山環境が悪化しているという状況でございます。

それで、当地ではもともと岸和田市を初めとして、いろんなボランティアの方々が一生懸命いろんな取り組みをされてきております。特に岸和田市さんは、平成11年から里山ボランティア育成講座というものを設けまして、ボランティアの方々を育ててこられたということもございます。それとあわせて、大阪府も林野庁の補助事業になるんですけれども、事業の導入もあわせて竹林というか、森林の整備に取り組もうというようなことが行われております。特に、ここの各種団体による保全活動として、神於山保全くらぶというのは、岸和田市のボランティア育成講座を受講された市民の方々からなる団体でございます。ここがメインとなって取り組みを進めようとしてされているところでございます。

このほかこの魚庭(なにわ)の森づくり協議会、これは大阪の漁連の青年部の方々による活動ですが、漁連の方々も森を復活させていこうという取り組みをなされているということもございます。

15年9月に岸和田市が事務局となりまして、まず神於山保全活用推進協議会を設立しております。この中でいろんな議論があった中で、自然再生推進法に基づく協議会に移行するということが決められたわけでございます。昨年の5月に自然再生推進法に基づく協議会が開催されまして、それにあわせて、具体的に私どもの方にも大阪府さん、岸和田市さんから声がかかってきました。現在、協議会の中に関係行政機関3名と書いてありますが、これは私ども林野庁と出先の近畿中国森林管理局、環境省さんの出先の近畿地区自然保護事務所さんが入っております。

ここの主だった協議会の構成員36名ですが、やはり主力はNPOの団体さん、それに地方公共団体であります。また、エリアとして180haぐらいの面積がございまして、そのうち岸和田市の市有林というのは40haぐらいでございます。残りは個人の私有林ということになりますので、そういう意味では地域の地区の代表の方々に入っていただい

て協力をしていただいているというところです。

自然再生の全体構想の概要でございますが、今申しましたように面積としては180ha、再生の理念としては「森・川・海のつながり」、「人と自然のつながり」、「里山とまちのつながり」ということを理念として挙げております。

自然再生の目標でございます、ここは長期的目標ということで100年後の目標として、里山の再生を100年後こんな形にしていけばという絵を一応は描いております。また、当面の目標として、当面10年後までの目標ということで、一番の課題である竹林の適正な整備、現在こう広がっている竹林の拡大防止、それと管理、それとあわせもってその出てくるタケの利活用の推進を当面の目標としていきたいというふうにしております。

事業実施計画でございますが、これは180haの中で市の持っている市有地37haを区域として、実施者としては大阪府と先ほど出ました神於山保全くらぶ、ここが計画を立てまして、まずこの事業実施区域の中でモデル的に再生事業を行って、そのノウハウを蓄積した上で、将来的には先ほどありました180haの対象区域全域の自然再生につなげていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

具体的な事業内容というのは、タイプごとの森林整備や必要な施設の設置、モニタリング調査の実施といったことが計画されております。事業実施計画については先日送付されてきたところですので、また、次回の自然再生専門家会議においてご議論いただく予定にしております。林野庁といたしましては、引き続きこの協議会の一員として神於山の自然再生の推進に向けて協力するとともに、色々な自然再生の協議会について積極的に協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の方で簡単でございますが、神於山の説明をさせていただきました。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。ご質問は後にもう2カ所ありますから、その説明を伺ってからということでいきたいと思っております。

続いてですけれども、国交省の河川に係る湿地生態系の再生部分、これは荒川太郎右衛門地区の自然再生協議会と釧路湿原の自然再生協議会についてご紹介をお願いしたいと思います。

【国土交通省河川環境課長（坪香）】 それでは、国土交通省の河川局の河川環境課長の坪香でございます。今ご紹介がありました二つについて、その状況をご説明させていただきます。まず釧路湿原から始めたいと思っております。次、お願いします。

釧路湿原ですけれども、この上流に屈斜路湖という湖がありまして、そこから流下いたしまして、釧路市で太平洋に流れる一級河川であります。そこにありますように、全体の流域面積は2,500平方キロメートルであります。この流域の南部にあります、ここにあります釧路湿原につきましては、全体で200平方キロメートル、流域全体の8%に相当するというところであります。後ほどここに流入いたします久著呂川、それから上流の茅沼地区の整備についてもご説明をさせていただきます。次、お願いします。

釧路川の釧路湿原でありますけれども、タンチョウを初めとして全部で2,000種の野生生物が生息しているということでもあります。次、お願いします。

この50年間で釧路湿原のおよそ20%の面積が減少しているということで、1947年、昭和22年終戦直後であります。黄色のところはヨシ群落でありましたが、平成8年、1996年にはこの緑のところはハンノキ林になっていまして、ヨシ群落は123平方キロメートルに減少しております。次、お願いします。

この減少に対して、自然再生を行うということで、現地で釧路湿原自然再生協議会が平成15年11月設立されております。ここに参加される皆さんですけれども、多様かつ多数の主体の参加ということです。結果的にはここにございますように、117団体が参加しておられます。まだ地域の人たちの意見を反映する体制も整備しようということでもあります。地域への説明会も積極的に行われています。それから、非常に多種多様な対応が必要なことから六つの小委員会が設置されております。次、お願いします。

ここにありますように、自然再生協議会のもとにここに六つの小委員会が設置されております。そして、全体構想作成ワーキンググループの活動によりまして、この3月には全体構想が公表されております。そのほか地域検討会並びにミニシンポジウム、個別事業の意見交換会と地元等への説明についても積極的に行われています。次、お願いします。

平成17年3月に釧路湿原自然再生全体構想が策定されたわけでもあります。これに対しまして自然再生協議会が全部で6回開催されております。そして、先ほど申し上げました全体構想作成グループ会議が前後8回実施していただいております。それぞれの小委員会におきましても、それぞれのテーマに基づいて5回ないし3回の小委員会が開催されるということでもあります。

また、地域の検討会、地域検討会につきまして、全体で6回ののべ140名並びにミニシンポジウムについてもものべ130名、意見交換会についてもものべ150名が集まり様々な意見をいただいております。その結果、平成17年3月に自然再生の全体構想が策定されて公表されているという状況でございます。次、お願いします。

全体構想が確定した後に、それぞれの小委員会がテーマを持っておりますが、そのそれぞれにおいて実施計画が検討されております。ここでは河川環境の保全再生ということで、上流において蛇行河道の復元を行っております茅沼地区とそれから流入河川のうち土砂流入の防止を積極的に行うとしている久著呂川についてご紹介します。次、お願いします。

これが茅沼地区釧路川本川であります。ちょっと見にくくて申しわけありませんが、もともとの旧河川はこういうふうの流れをしております蛇行していたわけでありまして、それが釧路湿原に流入する河川あるいは釧路湿原につきまして、昔はできるだけ土地利用を図ろうという努力はされたところでもあります。その結果、湿原の中自体はなかなか難しかったわけでありまして、この流入するところにおきましては、農地等の開発を行うためにこの蛇行している河川を直線化したしまして、その掘削土砂をここに堆積させまして、これ

が堤防のような形になりまして、この地域の乾燥化を図って農地開発等を行おうとしたわけでありまして。その後いろんな経緯がありまして、今回これをまたもとの湿地に復元しようということから、この直線水路を旧河道を復元することによりまして、ここにおいて湿地の再生を図ろうということでありまして。

なお、協議会におきまして、先生方のご意見もお聞きしている状況の中では、例えば既にこれを開削してかなりの年月がたっているということから、ここに新たに自然環境が生成されているということから、これをもとの状況に戻すことに対する評価も十分しないといけないというご意見も伺っております。これらを含めて実施計画に反映させることになるかというふうに思います。次、お願いします。

もう一つ、流入河川のうち久著呂川であります。久著呂川につきましては、この河川は非常に侵食が激しい河川であります。侵食が激しいために流出土砂が多くて湿原にその土砂が堆積することによって乾燥化が促されるということから、流入する土砂をできるだけ抑止しようという事業が行われるということでありまして。一つは、最下流のところはこの上の写真にありますように、氾濫をするとそこに土砂がたまるような調節空間を確保するというところとか、それからここに流入してくる農業排水路がありますが、排水路についても河川に流入する直前に沈砂、堆積ができるようなこういう空間を確保して土砂の河川への流入を防ごうとか、あるいはこの両岸に森林を確保して、流域からの土砂の流入をできるだけ抑止していこうということでありまして。それから、さらに上流においてかなり極めて大きな侵食地があります。こういうところについてもできるだけ侵食されないように河床の低下等を抑えることによりまして、侵食土砂の供給が絶たれるようにということも行われようとしています。次、お願いします。

現在こういう検討を実施計画の形で実現するために各委員会におきまして実施されております。旧川の復元委員会についても過去5回、土砂流入小委員会におきましても4回実施されております。これとあわせて地域の説明会も開催されております。この9月にあるいは11月にはそれぞれの実施計画を公にしたいというふうに考えております。

以上が釧路湿原でございます。次お願いします。

続きまして、荒川の太郎右衛門地区の自然再生事業であります。これは対象地区であります。ちょうど荒川の中流域埼玉県の中あたりであります。これが荒川の本川であります。これは洪水調節等の目的のために昔開削された新しい河道です。こちらにありますのが、旧の荒川の河道です。荒川の堤防はこのあたりにありまして、非常に広い洪水域を有している河川であります。このあたりに生息する生物も非常に多様性に富んでおりまして、これを自然再生することによって状況の改善を図るということでありまして。次、お願いします。

もともと多くの学識経験者並びに団体等が興味を持っておられまして、かなり昔から自然再生を頭に置いた対応がされております。その結果、自然再生促進法に基づきまして、ま

ず15年7月5日という非常に早い時期にこの協議会が成立しております。メンバーはこういう方でございます。次、お願いします。

今申し上げましたように、自然再生促進法ができる前に既にいろんな活動をされているということもありまして、この法律ができたときにそれに乗りかえて荒川太郎右衛門地区自然再生協議会を設立されたということでもあります。現在まで9回の協議会が行われておりまして、昨年3月31日に自然再生全体構想が策定、公表されております。次、お願いします。

現在実施計画策定に向けた検討が行われているわけですが、内容的に旧河川に水を流入するというので、どの程度のものをどういう形で流入させるかということについては、極めて技術的に検討を要することがあるということから、生態系モニタリング専門委員会を設置いたしまして、専門家による検討を行っています。次、お願いします。

実験の内容としては、この新の荒川、今の本川から旧の荒川に向けて水を導水することになりますが、このあたりで例えばどのぐらいの量なのか、あるいはどのぐらい水位なのか、あるいはどのぐらいの冠水頻度でやるべきかということを実験しています。その実験をもとに議論していただいたのが、先ほどのモニタリング委員会です。この旧河川ずっと非常に蛇行しておりますが、中流域というのは、この中池周辺とこういう状況であります。これから上流の上池の周辺はオギ原になっていまして、ほとんど水が覆没して見えない状態です。それから下流は下池周辺ですが、ハンノキが非常に卓越して生えています。このあたりも、水量としてはそれほど十分な状況にはないということがあります。これを一帯として望ましい状況にするためにどうするかということが、現在実施計画で検討されているところであります。次、お願いします。

この絵にありますように太郎右衛門自然再生地域というのは400ha、この地にあるわけですが、荒川につきましては、それに流入するような流域ですとか、あるいは上流とかいろんなところでいろんな試みがされています。そういうことから、これらを荒川のエコロジカルネットワークとして有機的につないで、こういうもののさらなる展開を図りたいということで、これらと連携した検討も行っているところであります。次、お願いします。

それから今申し上げましたように荒川の今の地点ですけれども、このあたりが旧川であります。非常に幅の広い洪水域を持っております。つきましては、こういう旧川に水を入れて自然再生を図る場合に、何度か洪水のときは冠水する必要があると、それによりまして、環境に適度に攪乱を発生させることができるということです。そういうことから、この広い洪水域のこの地域についても氾濫、洪水のときには適度に氾濫できるようにということで、治水上も第四調節池ということで氾濫を供する計画になっております。次、お願いします。

そういう状況の中で、現在検討委員会で実施計画に向けて、いろんな方法が考えられて

います。ここにありますが、それぞれのメニューであります。水の導水でありますとか、それからこの地域の池をつなぐとか、あるいはまたワンドのエコトーン、このあたりですけども、これを整正するとか、あるいはモニタリングをしながら、それぞれ修正を加えていこうというふうな体制、試みも行われているということでもあります。

以上が、釧路湿原とそれから荒川の太郎右衛門地区の自然再生事業であります。こういうそれぞれの拠点での自然再生事業と並行いたしまして、全国の河川についてもそれなりの対応をしつつあります。若干時間を1分ほどいただきまして、三つほどご紹介させていただきます。次、お願いします。

これはよくごらんいただいていますように、河川がこう三面張りでこれは非常に評判が悪いということです。これはここまで土地利用をするということのためには、非常に有効で終戦直後土地の有効利用を図って浸水をできるだけ少なくして排水をよくするというところで、こういう河川というのは一般につくられたわけではありますが、今から13年ほど前から、これを右のような改修をするようにしております。この改修については、単に断面を変えただけではないかという話もあるかと思えます。最近では先ほどの自然再生と同じようにこういう水際の植生あるいは構造をどうしたらいいとか、あるいは洪水時期の植生はどうしたらいいとか、そういうことも含めて検討しつつあります。ただ、十数年やっていますので、かなりのものができておりますが、これとこれを比べたときに、こちらが改修したと思っていただけないという、そういうこともありまして、できるだけ改修をされていないような状況にでき上がるということもありますので、また皆さんもごらんいただいたときには、こういう非常に広い断面になっているところは、それなりの気を使ってやっているというふうにご理解いただければと思います。次、お願いします。

それからもう一つは、こういう魚道につきまして、この3月に「魚がのぼりやすい川づくり」ということで手引きを公にしています。ただ、これも10年やっていますが、こういう構造物だけに着目するのではないというのが専門家の先生方のご意見でありまして、その手引きではまさにこの魚道とそれからここにあるワンドとそれからブッシュとこういう一連の区間について、魚を始めとするその生物の上流への遡上あるいは降下ということについての環境を整えるべきだということで、手引きにもそういう形で説明をさせていただいています。次、お願いします。

最後ですが、先ほどもありましたように自然再生の取り組みの中で多くの人たちの参加というのは非常に大事であります。環境ということで子供たちの参加で総合学習の中に環境学習でいろんなところで活用いただいています。それに対する取り組みも行っているというわけでございます。以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。では、環境省お願いします。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それでは、環境省からサロベツの自然再生のことについてご説明させていただきます。この写真はサロベツ湿原、北海道の一番北の方、

サロベツ湿原の中にあるペンケ沼という沼にタンチョウがやってきて、これはつがいですが、遠くに見えるのは日本海を越えた利尻の利尻富士でございます。

サロベツ湿原につきまして概略ご説明しますと、今度申し上げましたとおり、北海道の一番北、特に北の方に赤い四角が書いてありますが、豊富町、幌延町と二つの町にまたがって位置しておりまして、そのちょっと専門的ですが、中位・中間・低位の典型的な泥炭層が分布していて、それぞれ大規模な湿原植生が展開している。特に、高層湿原は高山帯にあるような湿原のタイプのものがあるわけですが、低地の高層湿原としては国内最大であって、貴重な生物コモチカナヘビとかトウキョウトガリネズミ等というような貴重な生物がいることが特徴でございます。

湿原の状況ですが、左側が1947年、右側の方が99年の湿原を取り巻く流域の状況でございます。かなりその現況というか、土地利用が変わっておりまして、その中間にあります、青く塗ったところが湿原です。これが大体26から20%というふうに減少して、天然林も約6割から35%に減っています。その一方で黄色いところが農地ですが、これは10%だったものが35%になり、また人工林が5%が19%ということで下の方に円グラフがございますが、この比率というものがこの半世紀の間に随分大きく変わってきております。

その間に、その湿原面積が減っているということですが、左の図でその青い部分が99年の湿原、ピンクの部分が50年前の47年から減少してしまった地域ということで、右の方にグラフがありますが、50年の間におよそ55%の湿原が消失しています。これは戦後の食料増産確保のために泥炭地の開拓が行われ、排水路とか暗渠の整備あるいは客土というような農地としての土地利用というものに転換されてきたことが大きな要因でございます。こういう人為的な改変で地下水位が大分低下をして、湿原の生態系が変わってきたというだけではなくて、その既存の農地にも影響が出てきている、ということでございます。

地下水位が下がり乾燥化して、一つは高層湿原にササが侵入してきているという現象があらわれています。1977年の状況として約20年間でそこにありますとおり、20メートルから50メートルぐらいササが湿原の方に入り込んできていることが見られます。また、その地下水位の低下によって、湿原が乾燥してササが入ることなんですが、農地での課題としては地下水が下がるので、泥炭地の地下水が下がりますと不等沈下が発生するというので、そのことによって排水不良であるとか、冠水被害というものが生じ、下のように水浸しになってしまうという場所が出たりします。こういう地下水位の変動というのは、湿原なり、あるいは農業この双方に深くかかわってくるということで、こういうものを両方ともがうまくいくようにサロベツ湿原を再生していくことが重要な課題ということになります。

先ほどタンチョウが写っていた沼、ペンケ沼ですが、これが埋まってきているという問

題がございます。74年間、1926年から2000年ということですが、その間に河川から土砂が入って水面が半分ぐらいに減ってしまっている。それは面積でございまして、容積で見ると7～8割は埋塞して流入土砂量は200万立方メートルという膨大な土砂が入り込んでいるという、こういう課題がございます。

泥炭の採掘による湿原の減少ということも一つの課題でありまして、30年間に約150haぐらい、泥炭採掘のために減っております。これは採掘が起こり始めたときの高層湿原面積の16%が減っているということです。下に3つの写真がございますが、その黒く見えているところが泥炭を掘った後にできる水面でございます。そういういろいろな課題も上がる中で、サロベツにおいて湿原と農業との両立と申しますか、共生をその基本的な理念として自然再生の基本的な方針を取りまとめた、サロベツ再生構想というものが平成16年に策定をされています。

策定に当たりましては、14年5月に北海道開発局と環境省が共同でサロベツ再生構想策定検討会をつくりまして、いろいろな主体が参加する形で議論を重ね、第7回の検討会で16年9月にサロベツ再生構想というものを決定しています。そのサロベツ再生構想の目標ですが、一つは湿原の再生ということで、我が国最大の高層湿原、砂丘林と長沼湖沼湿原群、それからペンケ沼と周辺の低層湿地、これらに減少する湿原植生等の保全。2番目は農業の振興ということで泥炭地の特性を考慮して、その湿原と農地の共生を目指す。もう一つの農業の振興としては、サロベツブランドというのを確立していく。それから3番目として地域づくりで、農村景観と自然の営みというもので形成されるサロベツの自然景観を軸としたものを使って観光を展開していく、そしてそのときにエコツーリズムであるとか、地域農業を活かした形で特色を出していくというものを再生構想の目標としたところでございます。

具体的な項目として8項目ございまして、高層湿原の乾燥化の対策というものを一番に掲げておりますが、具体的には湿原内のその排水溝であるとか、道路の側溝などによって水が流れ出てしまう、こういうものに対策を講じていこうということです。それから二つ目は、農地と湿原の間の緩衝帯の整備ですが、湿原と農地が隣接していると、そしてそういうところで地下水位の差というものを調節するための緩衝帯を確保して影響を緩和していこうということです。

それから三つ目は、環境に配慮した水路の整備をしていこうということで、泥炭地の沈下抑制のために、地下水位の確保が重要だということで、排水を調整する堰を設置して、排水路の水位を堰上げしていく。それから四つ目は、泥炭採取跡地の再生ということで、泥炭採取跡地はいろいろな状況になっているわけですが、開放水面として残っているところが結構ありまして、そういうところに植生を導入していくという修復の方策を講じようという内容でございます。

次がペンケ沼の埋塞対策ということで、ペンケ沼はその上流から土砂が流入し、先ほど

お話ししましたが、ここにタンチョウも来ますし、イトウもいるということで、サロベツ湿原の中でも特に重要な場所ということでございます。これ以上、その埋塞が進まないように何とか方策を検討していこうということを構想の一つの項目にしています。

それから6番目は、自然とのふれあいの推進ということで湿原と周辺の農地であるとか、農村地域を結んで遊歩道をつくったり、そういうものを関係各機関が連携して整備をして、地域の自然なりいろいろな資源を活かして、環境教育、あるいはその農村観光といったものを使って地域づくりを進めていく。

7番目は、共通情報、情報基盤の構築ということですが、いろいろな機関が関係をしていて、いろいろなデータが蓄積されています。それを共通のものとしてデータベースを構築して、いろいろなところで活用できるように公開していこうということです。

そして、8番目最後でございますが、いろいろな専門家のご指導をいただいておりますので、しっかり調査なりモニタリングを行って、それを踏まえて再生手法というものを柔軟な対応をしながら考えていこうというものを柱としているところでございます。

そういう中で地下水位の調節、乾燥化対策ですが、どういうことをしていくかということ、右側の図で青い部分がありますが、これが過去に湿原を積極的に乾燥化させるために掘られた水抜き水路を示しています。試験的に2カ所に堰を設けて水位を上げ、地下水位の上昇と植生の変化の関係をまず観測してみようということで、堰上げをしたらどうなるかと実証試験を行っているところです。

もう一つは、その緩衝帯の整備ということで、湿原に隣接する過湿な農地をバッファゾーンとして整理していこうということで、下にちょっとその方法も入っていますが、グラフがありますが、これは農地と湿原の地盤高とそれから地下水位を示しておりまして、茶色の方が地盤高で水色の方が地下水位でございます。現況が上の図で明渠の堰上げを行うことによって起こる変化を予想としたのが下の図になります。堰上げによって湿原部分では地下水位が上がってくると、それによって乾燥化の防止が期待できる。また、その緩衝帯の農地側に遮水壁を設けて、それによって堰上げの影響を農地側に及ぼさない、農地側では地下水位が上がらないようにすることを考えているところでございます。この緩衝帯ではヨシとかエゾカンゾウなどの湿性植物を使って湿原の体験ができるような形で使っていこうと考えているところでございます。こういうものを農家と一緒に取り組んでいくところが進め方としては一つのポイントでございます。

泥炭採取跡地に関しましては、そこに幾つか写真がございますとおり、表面開放水面が埋まって植生が復活しているところもあれば、そうでないところもあります。右にその地図がございますが、この中で青い部分、これがまだ開放水面のままになっているところでございまして、こういうところに植生の導入とか、あるいは浮島をつくるというような手法で、この跡地の修復を図っていくということを検討しております。

さらにササの蒸発散によって水分が失われて地下水位が低下するというので、それを

抑制するためにササ刈りをして、これをきちんと計測をしているところです。加えて国立公園の利用方策を検討するということで、エコツアーとか環境教育プログラムをどのように考えていくかということ、ワークショップ方式でいろいろ試しているところがございます。さらに、環境省のビジターセンターが、今湿原の真ん中にございまして、これはやっぱり湿原にとってはそこにあることがよいことではないということで、湿原の外部に移転させ、さらにその機能を拡充して情報発信拠点にして、サロベツ湿原のモニタリングセンターとしての機能もあわせ持つ形で整備する、こんなことも再生に並行する形で検討しているところがございます。

共通の情報基盤の構築としましては、情報のデータベース化であるとか、レーザー計測とかいろいろ新しい技術も導入しまして、基礎データを把握して整理しているところがございます。動植物についても、タンチョウの繁殖確認の調査等を実施して、こういうものをまとめてみんなが使えるようにすることを考えています。

上サロベツの自然再生協議会ですが、17年1月、今年の1月に協議会を設立しています。59名からなる協議会です。この中に再生技術部会、それから再生普及部会という二つの部会を設置して運営をしております。、現在全体構想を検討しております。今年中には何とか全体構想がまとまるかということで進んでいるところがございます。私からの説明は以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。これで三つの省庁のご説明が終わりましたので、今の三つのことについて、3省庁の関連の説明についてご質問なりご意見なりいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【吉田委員】 吉田でございます。私は、自然再生推進法に基づいた協議会ではありませんけれども、千葉県の上総再生会議の委員をしております。再生計画を進めていくのは、今までになかったことで非常にいいことなんです。一方で既存の公共事業でその地域に影響を与えるものが隣接してあったりします。この辺をこれからどうしていくかが問題です。自然再生を進めていく中で、既存の公共事業についてもそれに合わせたものにしていくという方向でなければいけないと思います。先ほど国交省の方からご説明いただいた釧路湿原の自然再生についても、茅沼あたりは私も釧路湿原の中で一番好きな場所ですが、その上流では、農水省による農地改良が進められているということです。一方で再湿原化を進めながら、一方で乾燥化を進めるという矛盾したことが起きているわけです。そのあたりを釧路湿原の場合は、どんなふうに整理されているのか、どんな方向に持っていかれようとしているのか、辻井先生もいらっしゃいますし、国交省の方も農林水産省の方もいらっしゃるから、どなたに伺ったらいいかかわからないのですけれども、お聞かせいただければと思います。

【辻井委員長】 では、とりあえず。

【国土交通省河川環境課長（坪香）】 現地の状況について則してお答えできるかどうか

わかりませんけれども、少なくともそのこれだけの団体の方にご参加いただいて、そしてそのかなりそういう地域も非常に広い地域について、総合的に共生しようという試みが行われているということからすると、そういういろんなその外的な要素もあるし、それから先ほど私が申し上げましたように、その直線化した水路を蛇行さすこと自体もその環境に対するインパクトを与えていると、そういうことも含めているんな先生方ないし、その専門家なり地域の人のご意見を伺って計画をつくっていくと。しかも、その当初できた計画をできるだけその順応的といいますか、モニタリングをきちりとしてその状況、当初予定されていない状況がもし出れば、それはまた改良していくという、その積み重ねをずっと続けていくというのが、今我々し得る一つの方法としてあるのではないのかというふうに思います。ちょっと具体的な話になるかどうかわかりませんが、そういうふうに思っております。

【吉田委員】 国交省の方のお話しにはなかったですけど、具体的に土地改良をやっていらっしゃる農林水産省は、この協議会に入って調整をされていらっしゃるんでしょうか。

【農林水産省環境政策課課長補佐（落合）】 協議会には（農林水産部局も）参加しております。同じように、この協議会の中でも、かなりいろいろと今委員から質疑があったようなそういうような話が出まして、相当議論がされているようです。詳しい中身までちょっと私承知していませんが、委員長の方がよくご存じかと思えます。

【辻井委員長】 ちょっとつけ加えれば、たまたまといいますか、その釧路の場合はかわっているものですから、確かに吉田さんがご指摘の点というのはあるだろうと思います。例えば直線化した川を蛇行させる、あるいは蛇行を復元するという問題についても、もう相当年数がたっていますから、そこに新しい生態系ができ上がっているということもあって、それをどう評価するか、あるいは逆に直線化したところが、例えば今度切り離されると、全面的ではありませんけれども切り離されると、そこは一体どういうふうに考えればいいのかという問題が一つあります。それからもう一つは、今これもご指摘のあった上流の方の農地とのかかわり、これもただ私の考えでは上流の農地というのがかつて湿原部分だったところを農地化したという問題があって、ただし、その個人の所有になっていますから、それをどういうふうに扱うかというのは非常に難しい問題が出てくるわけですが、一面では湿原だった部分、つまり水位が非常に高いところを農地にしたというのは無理があったんじゃないかという面もあるだろうと思うんですね。もっとはっきり言うと湿原のままにしておいた方がよかったんじゃないかというのがあるんですね。だからかなり無理がかかったところもあるので、そういうところはやっぱり考え直してもいいんじゃないだろうか、この際ですね。ただ、今申し上げたように所有の問題があるから、それをどういうふうに解決するかというのは、ちょっと難しい問題があるわけですが、

実は来週、次の協議会がありまして、その問題を検討するという段階に来ています。私としてはちょっといろいろ難しい問題があるんですけども、やっぱり歩きながら解決す

るほかないかなというふうに考えております。

【吉田委員】 ありがとうございます。三番瀬の場合も第二湾岸道路計画などの問題がありますので、自然再生がその隣接地域にどのようにいい影響を与えていくかが非常に重要な課題だと思います。辻井先生がまとめていらっしゃるのと伺っておりますので、よろしくお願いたします。

【辻井委員長】 できるだけ考えてやってみたいと思う。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、池谷さん。

【池谷委員】 こういった事業が進み出したことは大変うれしく思うわけです。日本でもこういったものが見えるというのは大変ありがたいことでございますけれども、諸外国を見て回って、やっぱり何といても規模が小さ過ぎるというのかな、やっぱり自然とそこでもって自然生態系が機能していく広さになっているかどうかということが最大の課題でございます。そうすると大体数百haから1,000haを超える大きさにならないと生態系というのは機能しない。そうすると、どうしてもずっと手を入れ続けなければいかんという話になってくるわけですね。特に重要なのは、湿地帯あたりでは集水域全体としてどう守るかということが最大の課題になってくるわけで、この辺のことを考えますと、日本の場合は特に重要なのは農業の関係と国交省の関係をどう解決していくかというので、今農業関係ではかなり休耕地があるわけで、その部分を自然に戻しておくという考え方が当然必要でございますよね。そういう場合にその河川と話し合っ、ではこの部分は河川に戻しておこうよという考え方は治水上もいいことだし、世界的にもその方向で動いているわけで、日本でもぜひそういった方向で解決をしていただきますと、将来の日本を見たときに、何かちぐはぐするという感じがするんですね。どうしても日本の縦割りという部分が日本の国土形成ということから見ると、どうもうまくいっていない部分がある。こういった機会にぜひその辺を打ち破って、日本の将来のランドデザインをどうするのかということから、自然再生ということをぜひ今後動かしてみたいなと思うわけですね。そういった事例はこの中に、またはこれからの予定にあるんでしょうか。農水の管轄している部分を国交省の方へお渡しして、特に河川の関係でしようけど。そういった事例をぜひつくってほしいなと思っているのです。

【国土交通省河川環境課長（坪香）】 ちょっと今先生が言われたことの回答になっているかどうか分かりませんが、少なくとも河川と農地、それから河川と森林、それから河川と都市域、こういうところの水だけのやりとりだけではなくて、栄養塩類ですとか、それから生物のやりとりとかそういうことは非常に大事だというふうに思っているわけです。そういうことから平成14年度から15年度にかけて農水省と共同いたしまして、例えば農地とのそのやりとりができるように、例えば魚がその田んぼの中に行ったり来たりできるように、そういうふうなところをモデル事業でやらせていただいているところがあります。ですから、これからやはりおっしゃるように、そういう流域全体での取り組み

を進めるにあたりまして、どういう役割分担をするかというところが大事になってくると
思います。共同事業あるいは共同施策として実施していく分もあると思っています。

【農林水産省環境政策課課長補佐（落合）】 先生の言われるように、余り大きな範囲で
ということになると、農地も先ほどの話もあったように、それぞれの皆さん個人の持ち物
ということもありますので、まだそこまではなかなか具体的にやっているのがないかと思
いますけれども、ただ、地域ごとには、例えば休耕地を活用して、ビオトープをつくって
いくとか、具体的に農村整備の事業の中で取り入れたり、いろいろな地域で、その地域の
身近な自然を再生していこうというような取り組みをやっておりますので、そういったも
のがだんだん広がりながら、できるところから、もうちょっと幅広い取り組みになってい
くのかなというふうに思っております。

【辻井委員長】 あとはよろしいですか。どうぞ。

【辻本委員】 今問題になっている議論の中で、二つ側面があると思うんですね。一つは
池谷先生がおっしゃったように、農地と河川あるいは都市とかが完全に別々の機能があっ
て、いずれは農地も河川にしなければいけないというふうな発想での問題解決と、坪香さ
んがおっしゃったみたいに、農地にも何らかの機能があって、農地として使いながらも、
うまくやれば河川と農地を行き来するとかというふうな形での解決もあると。それは多分
今上がってきているプロジェクトも非常に大きな話と、それから非常に人間活動の高いエ
リアと2種類といいますか、2種類だけではないかと思うんですけれども、ちょっとそこ
をカテゴライズしないと議論が発散するのではないかなという気がするんですね。

それから、もう一つの農地をどれだけ自然に渡すのかとか、物資をどれだけ今度は自然
に戻すのかという議論になると、私はいつも思うんですけれども、単に休耕田だからとか
いうふうな議論だけでは済まないと思うんですね。農水がどれだけ食料問題をシナリオ化
しているかということにかかわっていると思うんですね。多分国土交通省が持っている利
水の問題とか、治水の問題と自然の問題のかかわりも、じゃあ国土交通省なり水資源部は
どんなふうに水資源の問題を水資源危機とかというふうなことも含めて、意識してシナリ
オを持っているかということとかかわるということをやはり意識していただかないと、農
地ここは休耕田だから使ってもよろしいですよなどということは、本当に農政のシナリオ
の中から言えているんだろうかということは少し気になるんですけれど、その辺はどうい
うふうに考えられていらっしゃいますか。

【農林水産省環境政策課課長補佐（落合）】 基本的には、優良な農地を確保してそれな
りの生産を確保したいというのがありますが、あとは地域ごとにやっぱり地域に行けば、
もうどうしても農地として維持するのは難しい部分とかそういったものがありますから、
そういったところをその現地の条件にあわせながら対応していくんだと思うんですけれ
ども。

【辻本委員】 でも、それはここは地域として農地としてはあきらめるという判断のとき

に、もう少し大きなエリアとして例えば食料問題に関して確固たる、それがどこで代替できるとか、そういうことをやはりきっちり言っていないと、あちらこちらで自然再生の問題とか、それからもう少し小さなスケールで実際には共生しなければならない、すなわち農地としての機能も持たせながら、自然の機能のある程度確保するというふうな、そういう施策もひょっとしたら必要なところも出てくるというふうなことを議論するためには、少しどれぐらいのところそういう問題、農地のやりとりをできるのかというシナリオを早く農水さんは出された方が、これから議論でネックになってくるんじゃないかなという気も私はするんですけども。

【農林水産省環境政策課課長補佐（落合）】 全体としては、まだその農地がどんどん減るのに歯どめがかからないような状態ですから、ここはいいよ、ここだけはもう要らないよという議論には今のところはならないと思います。

【辻本委員】 ならないですね。だからそれに対してきちとしたものをやはりつくっていただかないと。

【農林水産省環境政策課課長補佐（落合）】 ただ、さっきもちょっと話があったように農業全体がその地域の環境に調和したような農業に転換していこうという全体の方向性ですので、その中で今のところはもうできる限り確保していくということになるのかと思います。

【鈴木委員】 これから実施されるこの自然再生、やはり地域性というのがかなり大きいので、多様なものになるのだらうというふうに思います。それはそこにかかわる方々のかかわり方というような問題になると思うんです。一つ気になりますのは、今日ちょっとお話しいただいたのも時間軸ですね。長期目標と短期目標というのが出ましたけれども、例えば竹とかササとか言いますと、これは自然枯といひまして、6～70年たったら自然に枯れるというのがあります。結局そういう時間、それは一つの例なんですけれども、その時間軸でどういうふうにおやりになるつもりかどうか。そうではなくて、自然のその長い時間軸を見た中でこの過程でこうやるんだと、この過程でこうやる、そして、あとはサステナブルに行くんだということがないと、いつも何か人間のインプット、何か外からのインプットするようなやり方を、試行するというのはお金が無限にあればできると思いますけれども、多分そういうのは余りふさわしくないんだらうと思います。その時間軸をどういうふうにお考えかというのを、特に竹とかササなんていうのを目のかたきではないんですが、枯れるときに上手に何かをするという戦略が本来ならば一番ローコストでできるはずではないかというような気が常識にはするんです。それを予測するのはかなり難しいですけど、ある時間軸には必ず入ってくるので、それを100年ということを考えてら確実に入ってくるわけですね。ところが10年では、つまり長い目で見て長期と短期をどういうふうにお考えなのかというのがちょっと気になりました。

【辻井委員長】 淵上さん、かかるところどうぞ。

【林野庁森林整備部計画課課長補佐（淵上）】 神於山の事例で100年と10年という話が出ましたけれども、私個人といたしまして、神於山自体のプロジェクトがその再生する目標をどの辺の時代に持つていくのかということについては、必ずしも明確にはしていないものと考えています。小野寺局長の話にもありましたけれども、この自然再生事業で重要なのは地域の合意というか、かかわってくる方々がどういう生態系を当面望まれるのか、どういうものを復元していききたいのかということが非常に重要なことだと思っております。この神於山というのは非常にコンパクトで小さなエリアで進められる事業だということですが、竹やクズなどが非常に広がっているということで、地元においては、当面、里山をとにかく人が入れるような山に戻していきたいという非常に強い意向がありますので、そこについては一つのタイプとして大事にしてあげたいというか、応援できるところは応援してあげたいと考えております。ただし、先生のお話にあるように、もうちょっと長いスパンでいろんな議論をしていくというのは非常に重要だと思います。私どもの方も竹については非常に難しく、簡単にこうすべきというのが、端的にはなかなか言いにくい難しい問題ではあると思っております。

【辻井委員長】 適切な何ていうんでしょうね、今時間的戦略みたいなものが必要だ、あるいはその方が効果的だというのは私もそういうふうに思っている。ほかの方どうぞ、大和田先生。

【大和田委員】 きょうお話を伺ったのは、割合、陸の方のことが多いんですが、多分この13の中には干潟とかその他海のこともしっかり入ってきているような気がするんですが、大きな目で見ますと、それぞれ事例があると思うんですが、そこには川があって、最終的にはそれが下流の海へ入っていくわけですね。ですから、それぞれの事例のときに、そこで自然再生していただくのは大変よろしいと思うんですが、やはりその下流域のことも考えていただいて、その海の方の干潟あるいは藻場がどうなる、その海の方にどういう影響があるのか、そこまで含めたような、先ほど池谷先生から集水面積というようなお話がありましたが、やはりその生態系のどこかやる場所があります。その下流域まで入れたようなある程度構想を持っていただきたいというのがコメントでございます。

【辻井委員長】 なるほどわかりました。まだ、ご意見ありますか。どうぞ、進士先生いかがでしょうか。

【進士委員】 どうも皆さんおっしゃっているので、一言言っておきます。まず具体的なことでは神於山のお話で、そこには資料で何か神様がいます山だそうですから、信仰の山は大体昔は名勝図絵のようなものとか、結構図像的な資料があるんですよね。ここには何のため、つまりそれは全体としてこういう自然だったという絵柄が京都の周辺の山なんかはほとんどあるんですね。それがしかも時代的にこうあるはずなんですね。だから竹とかと固有の種にいかないで、もうちょっと全体でそういうものの資料があつたり探したりしておられたら、ちょっと伺いたい。

それから荒川の件は、本線と蛇行した旧河川がありましたね。旧河川で自然再生をすると、本線はどうするんだろうかと、先ほどちょっと別のところで辻井先生おっしゃった。その自然再生というのは一体どう考えるかとそこだと思っただけですよね。そういうたまたま素材がある、旧河川、旧河道が残っていてそこだとやりやすいかなというご提案、つまりやりやすいところをやるというのと、全体をどう考えるのかというのは、これは本当に大事なことで、私は冒頭の小野寺さんの話が本当非常に的確な大体問題意識だと私は思っています。今先ほどの辻本委員とのお話もそうですが、国土全体の自然環境計画というのが本当、自然環境計画課長というのがいるんだから、国土全体の自然環境計画がやっぱり非常にラフでもあって、それでどの程度どこでやるのかと、それこそ国土を幾つかにこう区分するとかね、面積を切って、大枠ぐらいはやっぱりやっていた方がいいかなという気はしますね。それから今の農地の問題、水の問題、みんなそうだと思うんですね。そういう大枠がなくて、ただ、私は今認識は小野寺さんがおっしゃったようにまだ始まったばかりですから、私はこの段階でああこうだと言ってつぶさない方がいい。みんな褒めておきゃいいと思いますね。それぞれ試行錯誤を大いにやってください。これを変にあるいは矛盾があるとか何かつぶし出したら、結局こんないい流れがだめになってしまうということは専門家はよほど心しておかないと、とかく専門家というのはケチをつけるのが専門ですからね、そこを注意しなきゃいけないと私は思いました。

最後にサロベツのところ、これもちょっと風景論なんだけれど、泥炭をとるときには当然人為的にやるから直線でできていますね。つまり掘ったところが。ところがそれを再現するときには、それに対応してやると、今度直線の風景ができてきちゃうわけですね。大昔はそうじゃなかったわけだから。そこら辺の再生というのが保全なのか復元なのか、もうこの辺がやっぱり再生というともとだから、もとはいつだって掘ったところか、そのもっと前かというのがさっきからの時間軸であるわけでしょう。だから、最終的にやっぱり国土のそれぞれの地域らしい自然風景をどういうところへ再現していくのかというそういう目標像を、それから技術論でいくと、その限界があるというのはそれだと思うんですね。ここの土地って土地だけ見れば、ここは深さ何10センチに掘ったところだからこうだと、水分はこうだとなりますからね。

【辻井委員長】 おっしゃるとおりです。

【進士委員】 だから、その全体をもう一回こう復元とするというね、そのランドスケープ的にとらえた方が私はいいと思っていますけれどね。以上です。

【辻井委員長】 ありがとうございます。いろいろご意見が出て、まだあるだろうと思うんですけども、ちょっと次のこともありますから進みたいと思って、今のまとめるつもりはありませんけれども、一つは例えば池谷先生なりあるいは辻本先生がおっしゃった土地利用の再検討というのは、やっぱり必要なんじゃないだろうかということでしょうね。今まで農地だったところを単純に自然に戻していいのか、あるいは逆に言うと農地として

の生態系はどうなるんだというようなことも含めて。

それからもう一つは、いわゆる自然再生法を主にだれがやるんだということを考えておかないと、永遠にやらなきゃいけないということもあるのですね。本当は自然に返したら自然がこれは鈴木先生がおっしゃったようなことで、自然のサイクルで動いていってくれば、それは一番いいことなわけです。それから最後に進士先生がおっしゃったのは、早く言うと直線、どこかでラウンディングみたいなのをやらなければいけないです。そういうことだろうと思うんですね。それが自然なんじゃない、直線というのは自然にあり得ないわけだから、そういうことになっては困るという人間がつくった定規に当てはめてはおかしいんじゃないかということになる。そんなことにしておいていただいて、次に進んでよるしいでしょうか。

それでは、次のことですが、これは専門家会議の次の議題ですね。開催の考え方についてということで、よろしくをお願いします。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 会議の開催の考え方についてをご説明する前に、助言の流れといいますか、資料2という1枚紙がございますが、これをご覧いただきたいと思います。自然再生事業の全体構想あるいは実施計画というものが、これは都道府県知事と主務大臣に送付するとなっております。主務大臣に送付された場合ですが、これは主務大臣、関係省庁で受付をしまして、皆一緒になって読むわけなんですけれども、実施計画に関して助言が必要かどうかを3省庁で調整をして、助言をするかどうかの判断をしまして、助言するとなれば助言の具体的な案をつくっていくということでございます。助言の案ができたなら専門家会議で、その助言に対しての意見を言っていただくよう専門家会議が開かれる。それで意見をいただいて、それでよしとなれば助言の内容を決定して助言をしていくと、こういうことでございます。

一方で、法律の条文上は助言するときには意見を聞くということで、助言しないというとき、どうするかというのは余り書いていない。役人からすると書いていないからしなくていいんだと、こういうことになるわけですが、具体的な実施計画に対して助言をしなくてもよいのではないかというものも出てくると思うんですが、そういうものにつきましても、この専門家会議にご報告をして、そこでこれについては助言はしないというふうに考えています、というご説明をさせていただこうと思っています。

助言をするしないの判断基準というのは、これは幾つか重ねていかないとわからないところがあるのですが、基本的には自然再生推進法であるとか、それに基づく基本方針が明らかになっていますので、そういうものに照らして問題がないかどうかを確認していくと。例えばこれを書きなさいというものが書いていないとか、手続で協議会の構成が何か変なふうになっているとか、そういうようなことがあったりしたときには、当然ちゃんとやっってくださいということで助言をしていくということになっているわけです。

助言をしないということで、先ほど言いましたとおり専門家会議に、これは助言はしな

くていいと思っていますと、例えばこう各省庁で案を出したときにですね、いや、先生こぞってこんなものは助言しないで何なのだとされたときは、またフィードバックして、3省庁でもう一回検討して対応を考えていく。この中でフィードバック回路を入れて助言するしないというのを実行といいますか、実際に対応していくとこういうようなやり方をしていきたいと考えているところでございます。助言しないというときに、相手方に実施者にどう伝えるかというのは、この会議の議事録、それから議事要旨は各省庁のホームページに掲載するというので、それを見ていただいて、法律に基づく助言がなくてもいろんな意見、例えば今のような意見も含めて実施者に伝わっていくような形にしたいと思っております。

次に、この会議の開催頻度なり時期なりでございませうか、この先だんだん実施計画というものが増えてくるといいますか、頻繁に送付されてくるのではないかと思います。その送付されてくる度に、先生方にお集まりいただくというわけにもいかないだろうと思っております。基本的には年2回、6月と12月がいいのかなと関係省庁では考えておりますが、それくらいを目途に定期的に年2回開催して、いろいろご意見をいただくようにしていただきたいと考えています。ただ、これはどうしても早く助言をしないといけないということがあったら、またそれはご相談させていただいて、随時ということもあり得るといようにしたいと思っております。

推進法では、各省庁の局長レベルで、推進会議というものも設置しております。これについては基本的には毎年1回年明けぐらいかなと思っておりますが、各省庁のハイレベル、局長レベルで会議をやって、いろいろな議論すべきことを議論することも考えているところでございます。

ちなみに今年度ですが、きょうお集まりいただいて、最初ということもありますので、先生方お忙しい中、また20日にこの専門会議を開いていただいて、そこで今日の会議のことも踏まえて、10日間ちょっとお考えいただいて、少し濃密にエネルギーを投入していただくかと思っております。その際には先ほど林野庁からも説明がありました神於山につきまして、実施計画が出てきておりますので、それについてご意見を賜りたいと思っております。

その後ですが、大体先ほど言いましたとおり、年2回の委員会として12月ぐらいに次の第3回の専門家会議ということになります。開催してはどうかと考えております。もう少し実施計画の出方も見て、また先生方のご議論を伺って第3回の会議の日程を決めていきたいと思っております。以上です。

【辻井委員長】 資料2にあるフローのこれはもう前にも、前にというか、前回にもこういう考え方としてはこうだというのが出ていたと思うんですけども、これに要するに矢印が一つつけ加えると考えていいでしょう。

つまり実施しないというところから、もし助言やっぱり必要なんじゃないかというご意見が出た場合では、もう一遍、有無の判断のところに戻るといふこともあり得るといふことで、そういうふうを考えていいですね。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 はい。

【辻井委員長】 という意味合いになります。

それから開催時期については、一応6月、12月と決めておくも皆さん立てやすいでしょうし、それから逆にそれにあわせて構想ですね、構想、立案などが出てくる、出してもらえるといふ、そういう点でも便利なんじゃないかと、大体こんなことをやるというところで、ご承知おきをいただきたいと思ひます。よろしゅうございますか。

（了承）

【辻井委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【吉田委員】 今辻井先生からフィードバックという矢印が加わるんだというご説明があり、また年に2回の開催ということについては、よくわかりましたので了解いたしました。しかし、大臣意見をつける必要はないと判断された場合でも、それをぎりぎりに6月の専門家会議で初めて見るというのではなくて、今回のように6月、神於山みたいにぎりぎりだったらちょっと難しいかもしれませんが、例えば3月の終わりぐらいに国に送付されているのであれば、郵便でもいいから事前に送っていただきたいと存じます。大臣意見とはしないにしても、6月の専門家会議には報告いたしますと書いてあれば、それを見た委員がやっぱりそれじゃまずいんじゃないのという意見であれば、その時点で一言申し上げたいと思ひますね。そういう工夫ができると思ひますので、そのような事前の資料送付をご検討いただければと思ひます。

【進士委員】 先生よろしいでしょうか。

【辻井委員長】 どうぞ。

【進士委員】 私が思うには、今のここでアドバイスするかどうかというのは、それはやったらいいと思ひます。多分法律の組み立てだと専門家が言って、変なふうにならないようになっているというのが大事なんだろうと思ひますので、そういう位置づけでいいと思ひますが、今一番大事なのは、私は先ほど各省の方からなっていて結構な話だなと思ひていたんですよ、各省それぞれの個性を持って自分のフィールドで努力している。大事なのは、それが正しいかどうかをここでチェックする、どのくらいここにおられる皆さんの特別の専門家が知りませんが、それぞれ専門家も入っているでしょう、さっきので。

【辻井委員長】 そうですね。

【進士委員】 だから、それをやるというのは性悪説に立っているのなら別だけれどね、それなりに頑張っているものはそこでやっているわけだから、先ほども何人、専門家が何人って書いてあるのに入っていないとか、そういうのも形式的行為なんだから、そこで役所でチェックすればいいわけでしょう、ここで議論する話じゃない。私はむしろ提案は二

つあるんです。先ほど一つ言った、ここでこれがいいか、この方式でこのレベルを追求する再生がいいかどうかは、そのもとに国で国土全体の自然環境のあり方をやっぱりきちっとした枠組みがないといいも悪いも言えないわけですよ。そのさっきの短スパンの問題も含めてね。だから、本当はそういうことこそ議論された本当はマスタープランみたいなものを目指すという仕事も必要あるんじゃないか、これが一つね。そういうものについての意見はむしろこういう会があって、大いに機能を発揮できるんじゃないか。

もう一つは、直接参加している人たちです。そのプロジェクトにこう十幾つもずっとあるわけでしょう。かつて環境庁がアメニティタウンをやったときに、快適環境シンポジウムというのをずっと全国展開、毎年やっていましたよね。あの経験交流は私は非常に大きな意味を持っていたと思いますね。市民レベルまで、それから今風に言うとNPOがどんな環境のあり方がいいのかというのも、みんなもある種共用、共有したわけですね。ですから、先ほどようなプロジェクトに参加されている人たちが一堂に会して経験交流をする、そこに何人かの専門家がコメントをするのはいいと思いますが、私はこの一個一個ペーパーで上がってきた資料を点検して、アセスメントみたいにここはだめ、ここはだめというようなやり方よりは、実際にやっているプロジェクトのリーダーというか、直接の責任者あるいはそれに参加する人たちが大勢集まっていつでもこう経験交流をしながら、思想的なレベルと技術的なレベルと両方学び合えるような仕掛けこそつくるのが大事だと思いますけれども。提案です。予算がないかもしれません。

【辻井委員長】 進士先生がおっしゃるとおりだと思うんですよ。技術的な問題とか、専門的な問題はそれぞれ専門家が全部かんでいきますから、それを始めたらそれはもうとんでもない議論になっちゃうかもしれません。ここで、何か助言したところでそれが違うのだという。

【進士委員】 反論しますよ。

【辻井委員長】 必ずそういうことがある。それをやっている場ではないだろうと私もそう思います。そういう助言ではあり得ないんじゃないだろうというふうに思います。ただ、こういうところを含めてお考えになったらどうですかというようなことは、あるいは出てくるかもしれませんね。

【進士委員】 それはそうですね。観点が抜けているかとかね。

【辻本委員】 私もここで審査するとかということではなくて、いろんなところで行われているものがそれぞれ満足してあちこちでやっているのはそれはいいんだけど、国のことを考えると、それがどこかに一堂に会して専門家が集まって、これはどういう位置づけになるんだとか、横並びで見て、横並びで見ると役人さんは、じゃあそのスタンダードをつくってまた審査しましょうかということになると思うんだけど、そうじゃなくて、世の中にあるものはいろんなさまざまなパターンがあって、先ほどスケールで言いましたけれども、小さなものから大きなもの、あるいは純粹に自然を追求しなければいけな

いものから、共生みたいなものをねらわなきゃいかんものもある、さまざまなものがある
ということの認識、それからそういうものを寄せ集めて何を目指していくのかということ
を議論できる場にぜひしていただけたらというふうに思います。

【辻井委員長】 という認識で考えていきたいと思うのですけれども、そういうことでよ
ろしいでしょうか。

【吉田委員】 今、進士先生からお話がありましたが、この法律ができるときの国会の議
論で、自然再生専門家会議は最後のチェック機関として必要であるということでした。

「設置することができる」という原案を「設置するものとする」と文章を変えて法律が採
択されたという経緯を踏まえたと、最終的には本当にまずいものであれば、専門家会議
でチェックしなくてははいけません。そういう経緯も踏まえて検討が必要だと思しますので、
その点だけ付け加えさせていただきます。

【辻井委員長】 それでは、次の議題に移ってよろしいですかね。では、檜原湿原地区の
自然再生実施計画、これちょっと具体的なことなので、ご説明を伺ってと思います。よろ
しく。

【環境省自然環境計画課課長補佐（木村）】 それでは、檜原湿原の実実施計画の概要と現
状について考え方を説明させていただきます。私、事務局の自然環境計画課の木村と申し
ます。よろしくをお願いします。

では、実施計画の概要についてパワーポイントで説明させていただきます。次、お願い
します。まず檜原湿原ですけれども、佐賀県の七山村というところにありまして、面積は
8haと小さいながらも九州有数の湿地植物や昆虫などの宝庫となっております。この地
域でも、この自然が昔から火入れや耕起やあるいは採草、放牧とか養殖魚の運搬・園芸の
ためのオオミズゴケの採取などが継続的に行われまして、里地、里山として農林業を中心
とした人々の暮らしの中からつくり出されてきたところでありまして、昭和51年に佐賀県
の自然環境保全地域に指定されまして、九州の尾瀬と言われまして、観光客も年間7万5、
000人とかなり多く訪問する地区でございます。次、お願いします。

この写真が湿原全体を写した航空写真で、向かって右側が北になっております。赤線で
囲まれたところが県自然環境保全区域になっておりまして、その中の黄色い線で囲まれた
ところ、これが8haの特別区域、湿原の区域になっております。湿原全体が県指定の鳥獣
保護区になっております。次、お願いします。

湿原の土地の権利状態ですけれども、ほとんどが佐賀県有地あるいは佐賀県が地上権を
保有している地域でございます。緑色が県有地、水色、黄色、青色のところは私有地や
共有地で、補償済みで地上権を県が取得したところでございます。ほとんどが県が権限
を持っている地域でございます。

先ほども言いましたとおり、檜原湿原には貴重な動植物が生息しておりまして、植物で
は335種、昆虫が317種と豊富であります。例えば右側の写真ですけれども、ミツガ

シワは氷河時代の遺存分布でありまして、九州では佐賀と大分にしか分布していないものでございます。次、お願いします。

この豊かな自然も現在遷移が進行しておりまして、左上ですけれども、かつて水面であった木道沿い、左側全部昔水面だったところなんですけれども、木本類が侵入しております。下の方がオオミズゴケの堆積で陸化したところでございますが、オオミズゴケはレッドデータブック絶滅危惧 種に指定されているものの、このままではこの檜原湿原全体が陸化して森林になるのが時間の問題という状況にあります。

右上の写真ですけれども、毎年面積を拡大していますミツガシワの群落でございますが、見てわかりますとおり、ほとんどミツガシワの純群落でございますが、他の生物の生息する場所を奪っております。同じく右下がカサスゲ群落でこのように植生の単純化が進んでいるところでございます。次、お願いします。

また、左側の写真ですが、観光客の増加に伴いまして、踏圧による植生への悪影響、右側ですけれども、こちらは湿地周辺の102haの普通地域なんですけれども、集水域の人工林の手入れ不足によりまして、水源涵養能力の低下という問題も生じております。次、お願いします。

この写真は、このまま放置したときの予測の写真でございますけれども、一番上が現在の写真でございますが、このまま放置すると約20年後には真ん中のような木本の侵入した写真のようになるように考えております。水面積が減少しまして、木本の侵入が始まっております。そこで多様な生物の生息地である湿地を維持していくために自然再生事業が必要と考えられました。次、お願いします。

佐賀県におきましては、14年より自然再生推進計画調査というのを着手しまして、2カ年で調査及び検討会を開催しまして、大まかな原案を固めました。そして、16年7月4日に公募委員、専門委員、県、環境省、農林水産省、国土交通省といった関係者からなります自然再生推進法に基づく檜原地区自然再生協議会を設立しました。そして、本年の1月26日に全体構想を策定しまして、3月には全国初となります自然再生事業実施計画を作成しました。

全体構想、実施計画を策定するに当たりましては、推進法及び基本方針に述べられていますように、地域における自然環境の特性、自然の復元力、生態系の微妙な均衡を踏まえまして、科学的知見に基づき実施しなければならないこととなっております。ここにありますような植生調査や動植物等の調査等実施しております。次、お願いします。

協議会の検討や調査の実施に当たりましては、湿原の状況にあわせて、10のブロックに分けております。真ん中に中ノ島がございまして、右の方に湿地、などのようにブロックに区分して調査しております。次、お願いします。

これが植生調査の結果でございます。大まかな特徴としまして、中ノ島、及び周辺森林に接する湿地におきましては、オオミズゴケの群落が形成されましております。湿地を分

断している道路の北側の湿地 という地区ですけれども、このオオミズゴケが面積の半分近くを占有しております。また、ヨシの群落は湿地に占める割合も大きなものになっております。ヨシ、この赤い部分ですね、これはモニタリング調査の実施結果です。この群落の一部を浚渫、耕耘した場合にどのような植生になるのかを調査しております。湿原植物のミツガシワやヒメタヌキモが侵入しております。このような実証実験の一つですけれども、ほかにヨシやミツガシワなどの幾つかの群落で刈り払いをした場合、根を掘り起こした場合、植物を抜き取った場合など条件を変えているいろいろの実証試験を行っております。

これは、実証、植生調査からわかった主な結果ですけれども、オオミズゴケにつきましては、厚いカーペット状に繁茂するため、他の湿生草本のほとんどは場所を同じくして生育できずに乾燥草地化したり、木本の侵入が始まるため、湿原を維持するには適度に除去する必要があると考えられました。次、お願いします。

また、ヨシは湿原 で、純群落を形成しておりますけれども、湿原の 、あるいは水田跡地の の方にも侵入しており、急激に増加しております。この湿地の や のヨシの全除去が必要と考えられます。また、ミツガシワ群落につきましても、根茎がスポンジ状に厚く分布しまして、土壌の固化を促進することから、生育量を減少させる必要があると考えられました。次、お願いします。

植物のモニタリング調査につきましては、それぞれの植物についてどのように除去すれば、効果的かつ周りに与える影響が少なく除去できるかについて調査を実施しております。ここに並べているような状況ですけれども、例えばヨシにつきましては、根茎まで取り除かなければまた再生してきますけれども、根茎を掘り起こすことは膨大な時間と労力がかかるため、それよりは簡単にできます刈り取りを継続的に実施することが適当という結果が出ております。次、お願いします。

過去の経緯を踏まえつつ、遷移が加速したと思われるようなところをいろいろ整理したところ、このようになっております。ここに書いてありますように野焼きや草刈り、それからオオミズゴケの採取などにより遷移が抑制されていたものが昭和50年代の作業の中断、あるいは人間の働きかけが減少したことにより、湿地の遷移が促進されたものと考えております。次、お願いします。

これらの調査結果、現況を踏まえまして、平成16年7月に自然再生全体構想を策定しました。対象となる区域は、檜原湿原の集水域とほぼ同じ地域の県自然環境保全地域の121ha、周りの黒い太い線を対象としております。全体構想で考えております自然再生の目標は、湿地の環境に人為的な悪影響が少なく、農林業により適切な影響が与えられたと推測されます、七山村の村道が湿地の間に開設される以前の昭和40年代前半をおおむねの再生目標として設定しております。次、お願いします。

実施計画ですが、今回策定しました事業実施計画の実施主体は佐賀県であります。さきの全体構想を踏まえまして、協議会において検討を重ねまして、本年3月に自然再生事業

実施計画を策定しました。事業計画の内容は短期、中長期、維持管理、モニタリング、環境教育に分けて記述してありまして、以下それぞれについて説明いたします。次、お願いします。

短期計画のうち、自然植生の再生につきましては、10区分よりさらに細かく区分しておりまして、植生状況等に応じ植生の除去や刈り取りを実施しまして、自然再生の目標である昭和40年代の状況を目指すことにしております。詳しくは実施計画書に記載しておりますが、再生に当たりましては、試験結果を踏まえて段階的に順応的に実施することを基本にしております。例えば、この右端の赤い部分です。道路で分断された湿地の部分ですけれども、こちらの方につきましては開放水面の拡大、過剰に繁茂しておりますカサスゲやミツガシワの除去を行うこととしております。また、左上にあります水田跡地の、緑の濃い部分ですけれども、こちらの部分におきましてはヨシ、マコモ、カサスゲの除去のほか、トンボ池の造成とか耕起とかを行う計画でございます。次、お願いします。

短期計画のうち木道の整備につきましては、自然環境に配慮してルートを行うように設定しております。木道敷に光が差し込み、また植物を保護するために、ある程度の敷高、高さを確保するように整備する予定です。あとボランティアステーションですけれども、ボランティアステーションは、この真ん中を走っている道路の移転とも関係ありますので、赤丸の位置が候補でございますけれども、引き続き設置位置については検討を続けていくということにしております。次、お願いします。

また、各湿地ごとにきめ細かに水深の制御を行うため、それぞれの湿地の排水口にこの赤い部分が予定地ですけれども、角落しを設置しまして、きめ細やかな水深の制御を行う予定でございます。次、お願いします。

長期計画ですけれども、水田への湧水量をふやすために、湿地の周辺だけでなく湿地の集水域、121haのこの大きな水色の部分ですけれども、この集水域に存在します広範囲の森林につきまして、水源涵養機能を向上させる必要があります。それで、多様な下層植生を有する複層林・混交林を誘導し、将来的には天然林にする予定でございます。また、湿地の真ん中の方、村道開設で分断された部分を湿地に再生しまして、車による移入種の持ち込みの防止とともに、湿地間の生物移動をスムーズにしたいと考えております。ただし、道路の移設に当たりましては、村道でございますので移設ルート先や経費の問題等もありますので、その方法とかルートにつきましては、引き続き検討を続けていくということでございます。

次に、維持管理につきましては、現在は協議会メンバーが協力して点検などを行っておりますけれども、事業完了後に地域住民や協議会委員らを構成員とする維持管理団体を組織しまして、そこに委託する予定でございます。自然再生の維持管理などを行いますけれども、再生状況を確認しながらきめ細かなその維持管理を実施しようというふうに考えております。次、お願いします。

モニタリングに当たりましては、自然再生が適切に行われるために必要不可欠でございまして、項目としましては、水質調査や水象調査、動植物調査を実施予定でございます。問題等が生じましたら協議会で対策を検討する予定でございます。次、お願いします。

さらに、環境教育への活用につきましては、自然再生という身近な自然の教材を使いまして、環境学習にも力を入れていく予定でございます。さらに自然再生の計画としましては、5年間をかけて少しずつ事業を実施します。モニタリング調査もあわせて行いまして、適宜検討会で調査結果について評価してもらいながら事業を進めていく考えでございます。そして、平成22年以降の予定でございますけれども、事業完了後も自然再生の目標を目指しまして、適切に維持管理する予定でございます。

以上で、檜原湿原の自然再生実施計画等についての説明を終わらせていただきます。それで、自然再生推進法及び基本方針に照らしまして、自然再生推進法に基づく助言が必要と思われる点はないと主務省としては考えております。なお、本日、実施者であります佐賀県からくらし環境本部環境課の吉森主任にお越しいただいておりますので、ただいまの説明について補足事項があれば、ちょっとお願いしたいと思います。

【佐賀県くらし環境本部環境課主任（吉森）】 佐賀県環境課の吉森です。よろしく申し上げます。この地域は県の自然環境保全地域になっておりまして、手を入れたりするのを保全計画に基づいて実施しなければいけなくなっております。それで保全計画書をこの実施計画にあわせて変更を行っておりまして、5月30日に告示をもう既に行っております。それと、この湿地の再生のコンセプトですけれども、多様な湿地環境及び湿地周辺の環境を整えることで、多様な生物を誘導したいということコンセプトとしております。

以上です。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。それでは今の説明、それから実施計画についての何かご意見がございましたらばどうぞ、承ります。

【吉田委員】 佐賀県の方から保全計画に基づいた保全管理を告示もされたということ伺いました。オオミズゴケとかミツガシワが繁茂し過ぎているということですが、そういったものがない場所からすればうらやましい限りです。オオミズゴケやミツガシワもきちんと管理していかなければいけないということだと思いますが、どちらも県のレッドデータブックにも指定されている植物ですので、一般の人からすれば、そんな大事な植物を何で抜き取るんだということにもなりかねないと思うんですね。解説板の設置や、ボランティアによる解説が行われていると伺っていますけれども、そういう方たちがなぜオオミズゴケやミツガシワの抜き取りが必要なのかということの説明していただかないと、管理計画に基づかない採取をし始める方もないとも限らないと思います。その辺をうまくやっていただきたいと思います。

【辻井委員長】 誤解のないような説明をつけた方がいいと。

【吉田委員】 そうですね。

【辻井委員長】 ほかに何か、どうぞ意見。

【池谷委員】 これを見させていたただいて、大変取り組みとしてはおもしろいかなと思うんですが、いかんせん狭すぎるなど。やっぱり少なくとも県のやることです。120haぐらいのものを対象としてきちっとやらなければ、だってすぐに埋まっちゃうじゃないですか。そういう感じがするんですよ。それと、やはり県全体としてどういう構想の中で、なぜこれが必要なのかという、そのことをやはり言ってもらわないとよくわかりません。これは例えば周辺地域の自然環境との関係はどうかと、言わなきゃいかんことになっているわけで、全体構想でエコロジカルネットワーク的なものがあるからここが必要なんでこうだということを書いてほしいわけですね、本当は。そういうことがないと何で行うのか、佐賀県1カ所なのかその辺のことがよくわからない。ぜひもっとその広い観点が、もし例えば野鳥あたり考えるのであれば、もっと国際的な面も含めて、だからここが重要なんだよ。だから今こういうことでいくんだということを書いてほしいなと思っています。

【辻井委員長】 わかりました。ありがとうございました。ほかによろしゅうございますか。それでは、今のご意見等を踏まえてのこれからの取り扱いをどうするのかということ、これは黒田さんどうでしょうか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 今ご意見をいただきましたが、先ほど来、お話ししてありますとおり、こういうご意見が実施者なりに伝わっていくということがすごく大事だと思います。それで議事録なり議事要旨を公表して、それで実施計画を作成して事業をやっている方々、あるいはその自然再生協議会の皆さんに内容が伝わるようにすることです。そういうような対応をしたいと思っています。逆に言いますと、法律に基づく助言というのは、本件については特に要しないと考えておるところでございます。

【辻井委員長】 それでは、先ほども議論があった、お話がいろいろご意見があったとおりになんですけれども、まさにその技術的な問題でどうこうというんじゃなくて、先ほど池谷さんがおっしゃったように、佐賀県全体としてどうなんだろうとか、あるいは日本全体としてというところちょっと大き過ぎるのかもしれないけれども、位置づけがどうなんだろうかということをやったり考えることが必要だということ。

【池谷委員】 そういうのは助言とは言わない。助言にはならないんですか。

【辻井委員長】 いや、助言だろうと思いましたがね。どこへの助言なのかちょっとよくわからない。

【池谷委員】 知事への助言じゃないの。知事への。

【辻井委員長】 ただ、これは最初のケースだから、やっぱり特にそういうことを我々としてはやっぱり言っておきたい、そういうことではないかというふうに考えます。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 法律に基づく助言というのは、どちらかという必要条件といえますが、そのチェックというようなことで、実際にどういうふうに対応

するか、もっとよりよいやり方があるというようなこともいろいろなご意見はそれぞれの先生というか、それぞれ持つと思うのです。そういうものも含めて伝わるように、議事録で伝えていこうということで、要は法律なり基本方針で定まっていることがきちんと書かれていますね、内容が一応検討されて方針が出ていますねというものについては、法律の助言までは要らないだろうというのが基本的考え方でございます。今非常に高いレベルのお話が、やはりそれがきちんと伝わるようにするということが一番いいんじゃないか、こういうふうに思います。

【鈴木委員】 後学のために教えていただきたいんですけども、これにかかわるその財政的なもの、多分こういうことをやる時には、そういうものは必ずかかわって、それがまた適切かどうかという話に、例えばそれはスケールの問題とも絡みますけれども、それはどういうふうになっているんですか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 事業と。

【鈴木委員】 事業を実施する上での。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 自然再生事業に関しては、例えば政府全体で自然再生のための何か予算の大きな固まりがあるというものではございませんで、例えば農林水産省であるとか、国土交通省、環境省それぞれにいろいろな仕組みの財政措置、地方支援もあるわけですが、そういうものをうまく組み合わせて対応するということになっていきます。結構、例えばここにも港湾局、それから河川局、それから都市地方整備局なり農水も水産庁、林野庁も含めているんな部局がありますので、ツールはいろいろございます。それで、かなりのところはカバーできるだろう。ただし、全部じゃないということもありまして、その辺はまた予算措置ですので、いろんな財政事業、ビジョンが厳しいというようなこともありますけれども、先々はその辺の改善する余地もある程度はあろうと思えますし、それをこういう事業をやりながら、どのようなサポートが必要なのかというようなことを検討して、改善できるところは改善していくことになろうかと思えます。

【鈴木委員】 そちらの方にお伺いしたら、実施計画にはそれもついているということですね。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 実施計画の中で、例えば事業の調査費で対応できる部分というのも結構あろうかと思えます。一方で、その全然違うレベルの話ですが、三位一体の改革というのがございまして、国と地方の新たな役割分担という中で、そちらから整備されるということもありますので、必ずしもこの自然再生法に基づく事業だから全部担保ができていないということではございませんが、結構工夫をすればうまくその辺も何と申しますか、いろいろな制度を活用すると国の予算も使えるということも多かろうというふうに思っています。

【鈴木委員】 それは実施計画に予算がついているというのではなくて、逆に実施計画からそれをもとにして予算要求ということも出てくるんじゃないですか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 もあり得ると思います。

【辻井委員長】 ほかによろしいでしょうか。それでは、いかかでしょうか、今のご意見つまりこの非常に高度なと言っていいだろうかわかりませんが、広く見た方がいいんじゃないだろうかということも含めて、あるいはもう極めて具体的に予算関係はどうなるんだと、これは今の檜原湿原だけの問題ではないわけですが、そういったことを含めて今日のご意見、ご指摘が反映されるように、専門家会議の意見をまとめるということでもよろしゅうございますか。それで、ただし、今回先ほど申しましたように最初のケースなものですから、実はすぐ間を置かないで、20日にもう1回あります。それまでまた何かご意見ございましたならば、そのときにまたちょうだいしてもよろしいかなとこう思っています。新たなご出席の委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことをお含みおきいただくということでもよろしゅうございましょうか。

それでは、今日用意された議題はここまででございます。その他として何かありましたらどうぞ。

（なし）

【辻井委員長】 じゃあ、よろしゅうございますか。では、また20日もございますので、これで本日の自然再生専門家会議を閉じさせていただくことにいたします。どうもありがとうございました。

【環境省自然環境計画課（中尾）】 事務局ですが、長時間にわたるご審議をどうもありがとうございました。既にご案内を差し上げておりますとおり、次回専門家会議については6月20日13時半より、この同じ会場で開催を予定しておりますので、ご多忙中恐縮ですが、ご参集いただけますよう改めてよろしくお願い申し上げます。

なお、次回の主要議題となる神於山の実施計画については、数日前に先生方に発送させていただきましたので、あらかじめお目通しいただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。